

マニュアル別冊〔中小企業融資編〕検証ポイント

現 行	改正後
<p>1. はじめに</p> <p>金融検査マニュアルにおいては、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、「特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。」等としているところである。</p> <p>検査に当たっても、当該金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、中小・零細企業等の経営の実態に応じた適切な債務者区分の確保に努めてきたところである。</p> <p>しかしながら、上記の金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の記述が抽象的でわかりにくい、あるいは、検査において金融検査マニュアルが機械的・画一的に適用されているのではないかとの意見も聞かれるところである。</p> <p>他方、<u>金融検査マニュアルを作成・公表して以来3年が経過し、金融検査マニュアルに基づく検査がほぼ一巡した金融業態もみられているところであり、当局における金融検査マニュアルの適用事例の集積も徐々に図られて来ているところである。</u></p> <p>こうした中、平成14年2月27日に政府から発表された「早急に取り組むべきデフレ対応策」において、<u>経営実態に応じた検査の運用確保策のひとつとして、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの具体的な運用例を作成し、公表することが盛り込まれたところである。</u></p> <p>こうしたことから、<u>今般、債務者の経営実態の把握の向上に資するため、金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイント及び検証ポイントに係る運用例(以下、</u></p>	<p>1. はじめに</p> <p>金融検査マニュアルにおいては、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、「特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。」等としているところである。</p> <p>検査に当たっても、当該金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、中小・零細企業等の経営の実態に応じた適切な債務者区分の確保に努めてきた。</p> <p>しかしながら、上記の金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の記述が抽象的でわかりにくい、あるいは、検査において金融検査マニュアルが機械的・画一的に適用されているのではないかとの意見も聞かれた。</p> <p>他方、<u>(削除)金融検査マニュアルに基づく検査がほぼ一巡した金融業態もみられ、当局における金融検査マニュアルの適用事例の集積も徐々に図られて来ていた。</u></p> <p>こうした中、平成14年2月(削除)に政府から発表された「早急に取り組むべきデフレ対応策」において、<u>(削除)中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの具体的な運用例を作成し、公表することが盛り込まれた。</u></p> <p>こうしたことから、<u>平成14年6月に債務者の経営実態の把握の向上に資するため、金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイント及び検証ポイントに係る運</u></p>

現 行	改正後
<p>「<u>検証ポイント等</u>」という。)からなる「<u>金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕</u>」を作成することとしたところである。</p> <p>(新設)</p> <p>検証ポイント等は、金融検査マニュアルに基づく検査に当たって、与信先の的確な経営実態の把握の向上を図り、もって中小・零細企業等の適正な債務者区分の判断に資するために作成したものであり、金融機関に新たな資産査定基準を課すといった性格の</p>	<p>用例(以下、「<u>検証ポイント等</u>」という。)からなる「<u>金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕</u>」を作成し、公表したところである。</p> <p><u>その後、本別冊を踏まえた検査が行われてきたところであるが、15年3月に公表された金融庁の「リレーションシップバンキングの機能強化にかかるアクションプログラム」において、「検査に際して、債務者である中小企業の実情に即したきめ細かな実態把握に一層努める」ため、本別冊の内容を検査官、金融機関のみならず債務者である中小企業等にも引き続き周知徹底に努め、広くその浸透を図るとともに、「当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する。」とされた。</u></p> <p><u>これを受けて、今般、本別冊の改訂を行ったところである。</u></p> <p><u>同アクションプログラムにおいても指摘されているように、中小・零細企業の債務者区分の判断に当たっては、何よりも金融機関自らが、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態の適切な把握に努めることが重要である。</u></p> <p><u>今回の本別冊の改訂においては、金融機関が</u></p> <p><u>(1)継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。</u></p> <p><u>(2)きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。</u></p> <p><u>といった、いわば金融機関による「債務者への働きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案することとしている。</u></p> <p>検証ポイント等は、金融検査マニュアルに基づく検査に当たって、与信先の的確な経営実態の把握の向上を図り、もって中小・零細企業等の適正な債務者区分の判断に資するために作成したものであり、金融機関に新たな資産査定基準を課すといった性格の</p>

現 行	改正後
<p>ものではなく、また、金融業態によりその判断基準に差を設けるというものではない。</p> <p>なお、本検証ポイント等の適用に当たっても、字義通りの取扱いを行うことなく、金融機関と十分な意見交換を通じて、債務者の経営実態の把握に努め、機械的・画一的な運用に陥らないよう留意する必要がある。</p> <p>(注) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕は、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアル共通のものとする。</p> <p>2. 検証ポイント</p> <p>中小・零細企業等の債務者区分については、その特性を踏まえて判断する必要があるが、その際の検証ポイントは、以下のとおりである。</p> <p>(新設)</p>	<p>ものではなく、また、金融業態によりその判断基準に差を設けるというものではない。</p> <p>なお、本検証ポイント等の適用に当たっても、字義通りの取扱いを行うことなく、金融機関と十分な意見交換を通じて、債務者の経営実態の把握に努め、機械的・画一的な運用に陥らないよう留意する必要がある。</p> <p>(注) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕は、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアル共通のものとする。</p> <p>2. 検証ポイント</p> <p>中小・零細企業等の債務者区分については、その特性を踏まえて判断する必要があるが、その際の検証ポイントは、以下のとおりである。</p> <p><u>また、次のような中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある。</u></p> <p><u>中小・零細企業は総じて景気の影響を受けやすく、一時的な収益悪化により赤字に陥りやすい面がある。</u></p> <p><u>自己資本が大企業に比べて小さいため、一時的な要因により債務超過に陥りやすい面がある。</u></p> <p><u>また、大企業と比較してリストラの余地等も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。</u></p> <p><u>中小・零細企業に対する融資形態の特徴の1つとして、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資しているケースがみられる。</u></p> <p><u>以上のような中小・零細企業の経営・財務面の特性や中小・零細企業に特有の融資形態を踏まえ、赤字や債務超過が生じている</u></p>

現 行	改正後
<p>なお、検査においては、これら検証ポイントに加え、金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p style="text-align: center;">【 検証ポイント 】</p> <p>1. 代表者等との一体性 中小・零細企業等の場合、企業とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質一体となっている場合が多い。 したがって、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等について、次のような点に留意し検討する必要がある。</p> <p>(1) 企業の実態的な財務内容 代表者等からの借入金等があり、代表者等が当該企業に対し当面その返済を要求しないことが認められる場合には、原則として、</p>	<p><u>ことや、貸出条件の変更が行われているといった表面的な現象のみをもって、債務者区分を判断することは適当ではない。</u> <u>したがって、取引実績やキャッシュフローを重視して検証するとともに、貸出条件の変更の理由や資金の用途、性格を確認しつつ、債務者区分の判断を行う必要がある。</u></p> <p>なお、検査においては、これらの検証ポイントに加え、金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</p> <p style="text-align: center;">【 検証ポイント 】</p> <p>1. 代表者等との一体性 中小・零細企業等の場合、企業とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質一体となっている場合が多い。 したがって、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等について、次のような点に留意し検討する必要がある。 <u>なお、代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者などが含まれる。</u></p> <p>(1) 企業の実態的な財務内容 代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるものとする。</p>

現 行	改正後
<p>これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができる。 <u>(注)代表者等が借入金等の返済を当面要求しないことについては、金融機関の業務日誌等や当該企業の決算書等における代表者等からの借入金等の推移等により確認する。</u></p> <p>また、当該企業に代表者等への貸付金や未収金等がある場合には、その回収可能性を検討し回収不能額がある場合には当該企業の自己資本相当額から減額する。</p> <p>(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等</p> <p>イ. 代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者で支援の意思及び支援の能力を有する者などが該当する。</p> <p><u>なお、代表者等が債務者の保証人となっていない場合であっても、債務者に対する支援の意思及び支援の能力等が確認できるならば、代表者等に含んで考えることができる。</u></p> <p><u>(注)代表者等が債務者の保証人となっていない場合の支援の意思については、当該代表者等の確認書、あるいは、金融機関の業務日誌等により確認する。</u></p> <p>ロ. 例えば、企業が赤字で返済能力がないと認められる場合であっても、代表者等への報酬や家賃等の支払いから赤字となり、金融機関への返済資金を代表者等から調達している場合があるので、赤字の要因や返済状況、返済原資の状況を確認する。</p> <p>ハ. 代表者等の収入状況については、個人については個人収支や資金繰り等、関係企業については企業収支や資金繰り等により確認する。</p>	<p><u>なお、代表者等が返済を要求することが明らかとなっている場合には、この限りではない。</u></p> <p>また、当該企業に代表者等への貸付金や未収金等がある場合には、その回収可能性を検討し回収不能額がある場合には当該企業の自己資本相当額から減額する。</p> <p>(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等</p> <p><u>イ. 例えば、企業が赤字で返済能力がないと認められる場合であっても、代表者等への報酬や家賃等の支払いから赤字となり、金融機関への返済資金を代表者等から調達している場合があるので、赤字の要因や返済状況、返済原資の状況を確認する。</u> (削除)</p> <p><u>ロ. 代表者等の収入状況については、個人については個人収支や資金繰り等、関係企業については企業収支や資金繰り等により確認する。</u></p> <p><u>ハ. 代表者等の預金や有価証券等の流動資産及び不動産(処分可能見込額)等の固定資産については、返済能力として加味することができる。</u> <u>なお、その場合に、代表者等に係る借入金がある場合にはその額を控除する。(また、代表者の第三者に対する保証債務の</u></p>

現 行	改正後
<p>二．代表者等の資産の内容 <u>預金や有価証券等の流動資産及び不動産（処分可能見込額）等の固定資産については、返済能力として加味することができる。</u> <u>なお、その場合に、代表者等に係る借入金や第三者に対する保証債務がある場合には、当該借入金等の額を控除する。</u></p> <p>2．企業の技術力、販売力や成長性 <u>企業の技術力、販売力や成長性については、企業の成長発展性を勘案する上で重要な要素であり、中小・零細企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有している先が多いと考えられ、検査においてもこうした点について着目する必要がある。</u></p> <p><u>なお、技術力等が企業の収益や財務内容に反映される時期や度合いは、企業の取扱い商品・サービスの内容や経済情勢等により大きな影響を受けることから、検査においては、例えば、次のような資料等に基づき技術力、販売力や成長性の今後の収益性等への影響度合いについて検討する必要がある。</u></p> <p>（新設） （イ）企業や従業員が有する特許等を背景とした新規受注契約の状</p>	<p><u>有無についても勘案する。）</u> <u>（注）当該借入金等の確認については、3．検証ポイントに関する運用例の留意事項の2．を参照。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認書、あるいは金融機関の業務日誌等により確認する。（ただし、代表者等が保証人となっている場合は意思確認は不要）</u></p> <p>2．企業の技術力、販売力、<u>経営者の資質やこれらを踏まえた成長性</u> <u>企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性については、企業の成長発展性を勘案する上で重要な要素であり、中小・零細企業等にも、技術力等に十分な潜在能力、競争力を有している先が多いと考えられ、検査においてもこうした点について着目する必要がある。</u> <u>企業の技術力等を客観的に評価し、それを企業の将来の収益予測に反映させることは必ずしも容易ではないが、検査においては、当該企業の技術力等について、以下の点を含め、あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</u></p> <p>（1）<u>企業の技術力、販売力等</u> （イ）<u>企業や従業員が有する特許権、実用新案権、商標権、著作</u></p>

現 行	改正後
<p>況</p> <p>(口) 新商品・サービスの開発や販売状況を踏まえた今後の事業計画書等</p> <p>(ハ) 取扱い商品・サービスの業界内での評判等を示すマスコミ記事等</p> <p>(ニ) 取扱い商品・サービスの今後の市場規模や業界内シェアの拡大動向等</p> <p>(ホ) 取扱い商品・サービスの販売先や仕入れ先の状況、同業者との比較に基づく販売条件や仕入条件の優位性</p> <p>(新設)</p>	<p><u>権等の知的財産権を背景とした新規受注契約の状況や見込み</u></p> <p>(口) 新商品・サービスの開発や販売状況を踏まえた今後の事業計画書等</p> <p>(ハ) 取扱い商品・サービスの業界内での評判等を示すマスコミ記事等</p> <p>(ニ) 取扱い商品・サービスの今後の市場規模や業界内シェアの拡大動向等</p> <p>(ホ) 取扱い商品・サービスの販売先や仕入れ先の状況や評価、同業者との比較に基づく販売条件や仕入条件の優位性</p> <p>(2) <u>経営者の資質</u></p> <p><u>過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善に対する取組み姿勢、財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況、ISO等の資格取得状況、人材育成への取組み姿勢、後継者の存在等</u></p> <p><u>以上の企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性を評価するに当たっては、金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として、金融機関が企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する。</u></p> <p><u>また、</u></p> <p><u>(ア) 法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画等(例えば、中小企業経営革新支援法の「経営革新計画」、中小企業創造活動促進法の「研究開発等事業計画」、新事業創出促進法の「新事業分野開拓」等)</u></p> <p><u>(イ) 企業の技術力、販売力、経営者の資質等に関する中小企業診断士等の評価などを勘案するものとする。</u></p>

現 行	改正後
<p>3. その他</p> <p>(1) 経営改善計画等の策定</p> <p>中小・零細企業等の場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。</p> <p>検査に当たっては、<u>そうした経営改善計画等が策定されていない場合であっても、これに代えて、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等を勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。</u></p> <p>他方、金融機関側より現在支援中である、あるいは、支援の意思があるという説明があった場合にあっても、それらのみにとらわれることなく、上記のような何らかの具体的な方策について確認することが必要である。</p> <p>(新設)</p>	<p>3. 経営改善計画</p> <p>(1) 経営改善計画等の策定</p> <p>中小・零細企業等の場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。</p> <p>検査に当たっては、<u>債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債務者区分の判断を行うことが必要である。</u></p> <p>他方、金融機関側より現在支援中である、あるいは、支援の意思があるという説明があった場合にあっても、それらのみにとらわれることなく、上記のような何らかの具体的な方策について確認することが必要である。</p> <p>(2) 経営改善計画等の進捗状況</p> <p><u>中小・零細企業等の場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る(売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割に満たない)場合がある。</u></p> <p><u>その際における債務者区分の検証においては、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である。</u></p> <p><u>なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。</u></p>

現 行	改正後
<p>3. その他</p> <p>(2) 貸出条件及びその履行状況</p> <p>貸出条件及びその履行状況については、債務者区分を判断する上で重要な要素であり、仮に、条件変更等が行われている場合には、その条件変更等に至った要因について確認する必要がある。</p> <p>例えば、当該貸出金が設備資金として融資されたものの、返済能力の低下から収益による約定返済ができないため元本の期日延長が行われている場合や、運転資金等が他の貸出金の元本や利息の返済額に流用され（いわゆる利息貸出）結果として、元本又は利息の延滞が回避されている場合などにおいては、貸出条件及びその履行状況に問題があると考えられることから、これらを踏まえ債務者区分の判断を行う必要がある。</p> <p>一方、例えば、工場建設など設備資金を融資する場合、<u>短期資金（いわゆるつなぎ資金）で融資し、これを後に通常の借入期間の範囲内で長期資金に切り替えるものなどもあることから、条件変更を行ったことのみをもって債務者区分の判断を行わず、資金用途、変更理由を確認する必要がある。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>4. 貸出条件及びその履行状況</p> <p>貸出条件及びその履行状況については、債務者区分を判断する上で重要な要素であり、仮に、条件変更等が行われている場合には、その条件変更等に至った要因について確認する必要がある。</p> <p>例えば、当該貸出金が設備資金として融資されたものの、<u>収益の減少による返済能力の低下から約定返済ができないため元本の期日延長が行われている場合や、運転資金等が他の貸出金の元本や利息の返済額に流用され（いわゆる利息貸出）結果として、元本又は利息の延滞が回避されている場合などにおいては、貸出条件及びその履行状況に問題があると考えられ、これらを踏まえ債務者区分の判断を行う必要がある。</u></p> <p>一方、例えば、工場建設など設備資金を融資する場合に、<u>長期資金を短期資金の借換えによってまかなっているケースがみられるが、当該融資形態のみをもって債務者区分の判断を行うことは適当ではなく、そのような融資形態となった理由や資金用途を確認し、実態に即した柔軟な判断を行う必要がある。</u></p> <p>5. 貸出条件緩和債権</p> <p><u>貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第五号ロ（4）において「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と規定されている。</u></p>

現 行	改正後
(新設)	<p><u>なお、債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。</u></p> <p><u>例えば、書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>また、債務者に有利となる取決めか否かについては、「基準金利」（当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。以下同じ。）という着眼点で判断する必要があり、その際、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) 貸出条件緩和債権の検証</u></p> <p><u>貸出条件緩和債権の検証に当たって、「基準金利」を検証する際には、中小・零細企業の特性を踏まえて、次のような点に留意し、検討する必要がある。</u></p> <p><u>(注) 担保(優良担保、一般担保を問わない)や信用保証協会保証などの保証(優良保証、一般保証を問わない)等により貸出金が保全されている場合には、当該保全状況を踏まえ信用リスクを勘案する。(なお、100%保全されており、信用リスクは極めて低いと考えられる場合には、調達コスト(資金調達コスト+経費コスト)を下回る場合を除き、原則として、貸出条件緩和債権に該当しないものと判断して差し支えないものと考えられる。)</u></p> <p><u>イ. 代表者等が当該企業の保証人となっておらず、かつ個人資産を担保提供していない場合であっても、代表者等の当該企業に対する支援の意思が確認されている場合(前記1.(2)参照)には、当該代表者等の資産について返済能力に加味することが</u></p>

現 行	改正後
(新設)	<p><u>できることを踏まえ信用リスクを勘案する。</u></p> <p><u>ロ．条件変更を実施している債権であっても、当該企業が保有する資産の売却等の見通しが确实であり、それにより返済財源が確保されている場合等には、信用リスクそのものが軽減されていることを勘案する。</u></p> <p>(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準</p> <p><u>貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、事務ガイドライン(1-12-3(2), ,)において記載されているところであるが、この場合においても中小・零細企業等の特性を踏まえて、上記(1)イ．及びロ．に加え、次のような点に留意し、検討する必要がある。</u></p> <p><u>イ．債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画等収支計画表等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえ信用リスクを勘案する。</u></p> <p><u>ロ．株式会社整理回収機構並びに中小企業再生支援協議会が策定支援した事業再生計画についても、株式会社産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と、原則として同様に扱う。</u></p> <p><u>ハ．その進捗状況が概ね1年以上順調に進捗している場合には、その計画は実現可能性の高い計画であると判断して差し支えない。</u></p>

現 行	改正後
(新設)	<p>6. <u>企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当</u></p> <p><u>地域の中小・零細企業については、大企業と異なり抜本的な企業・事業再生の手法についての選択肢が狭く、中小・地域金融機関がリレーションシップバンキングを通じて得られる情報を活用し、継続的な企業訪問、地道な粘り強い経営相談・経営指導等を行うなど、積極的に企業・事業再生支援に取組むことが重要である。</u></p> <p><u>そうした企業・事業再生支援の効果が将来的には、金融機関の信用リスクの減少をもたらし、引当率の低減をもたらすものと考えられる。</u></p> <p><u>引当率の算出に当たって、金融機関が十分な態勢の下、企業・事業再生に向けた支援等の取組み（注）を実施する場合には、当該支援先（または同様の支援等を実施しようとする先）については、支援等の取組みにより低減された信用リスクに基づく引当率を使用することに合理性があるものと考えられる。</u></p> <p><u>したがって、金融機関が日頃の債務者との密度の高いコミュニケーションを通じて、真摯かつ積極的・組織的な企業・事業再生支援への取組みを実施している場合には、これらの取組みを実施し、その実績データが存在している債務者を、それ以外の債務者と区別してグルーピングすることにより、引当率に格差を設けることができるものとする。</u></p> <p><u>なお、金融機関が引当率の格差を設けている場合には、これらの取組みの実施状況等を検証する必要がある。</u></p> <p><u>（注）金融機関の早期の企業・事業再生支援に向けた積極的・組織的な取組みにかかる態勢整備は区々であるが、具体的には以下のとおり。</u></p> <p><u>イ．金融機関が企業・事業再生に向けた積極的・組織的な取組</u></p>

現 行	改正後
(新設)	<p><u>み、例えば、継続的な企業訪問、中小企業診断士等の専門性を有する者の養成、企業・事業再生支援のための経営相談や経営指導、再生支援チームによる再生計画の策定等を実施していること。</u></p> <p><u>なお、当該金融機関の企業・事業再生に向けた支援等の取組みについては、業務日誌等の業務記録によりその実績を確認し、また、再生計画の策定については、その実施状況等を検証する必要がある。</u></p> <p><u>ロ．企業・事業再生に向けた支援等を実施する金融機関の債務者選定基準が明確化されており、当該基準が恣意的なものでないこと。</u></p> <p><u>ハ．引当率の算定（今後3年間の予想損失額見積もり）に当たっては、十分な母集団が確保されており、最低限1年間のデータが蓄積されていること。</u></p> <p><u>7．資本的劣後ローンの取扱い</u></p> <p><u>(1) 金融機関の中小・零細企業向け（注1）の要注意先債権（要管理先への債権を含む）で、貸出債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、原則として以下の要件の全てを満たす貸出金（以下、「資本的劣後ローン」という。）に転換している場合には、債務者区分等の判断において、下記（2）を満たすことを条件として当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本とみなすことができる。（注2）</u></p> <p><u>なお、資本的劣後ローンへの転換は、合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画（注3）と一体として行われることが必要である。</u></p>

現 行	改正後
(新設)	<p><u>資本的劣後ローンについての契約が、金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること</u></p> <p><u>契約内容に、原則として以下の全ての条件を付していること</u></p> <p><u>イ. 資本的劣後ローンの返済(デフォルトによらない)については、資本的劣後ローンへの転換時に存在する他の全ての債権及び計画に新たに発生することが予定されている貸出債権が完済された後に償還が開始すること</u></p> <p><u>(注) 経営改善計画が達成され、債務者の業況が良好となり、かつ、資本的劣後ローンを資本と見なさなくても財務内容に特に問題がない場合には、債務者のオプションにより早期償還することができる旨の条項を設けることは差し支えない。</u></p> <p><u>ロ. 債務者にデフォルトが生じた場合、金融機関の資本的劣後ローンの請求権の効力は、他の全ての債権が弁済された後に生ずること</u></p> <p><u>ハ. 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること</u></p> <p><u>ニ. 資本的劣後ローンがハ. その他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること</u></p> <p><u>(注1) ここでいう中小・零細企業とは「中小企業基本法」で規定する中小企業者及びこれに準じる医療法人、学校法人等とする。ただし、出資比率や経営の状況からみて大企業の関連会社(財務諸表規則における関連会社をいう。)と認められる企業を除く。</u></p> <p><u>(注2) その後上記(1)の諸条件を満たさなくなった場合には、資本的劣後ローンを当該債務者の資本とみなすことができないものとする。</u></p>

現 行	改正後
(新設)	<p><u>(注3)合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画とは、信用リスク検査用マニュアル別表1.(3)の経営改善計画等に関する規定を満たす計画とする。</u></p> <p><u>なお、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合理的かつ実現性の高い経営改善計画とは取り扱わない。</u></p> <p><u>(2)資本的劣後ローンを資本とみなすに際しては、金融機関において当該資本的劣後ローンの引当につき、その特性を勘案し、例えば市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。なお、企業会計基準委員会又は日本公認会計士協会において引当のルールが明確化された場合には、当該ルールに則り取扱うものとする。</u></p> <p><u>(3)資本的劣後ローンに転換された部分が貸出条件緩和債権(要管理債権)(「自己査定に関する検査について」(別表)の1.(11)の)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権については、信用リスク検査用マニュアルの規定(「自己査定に関する検査について」(別表)の1.(3)の の(注)「償却・引当に関する検査について」(別表)の1.(1)の のイの(注))にかかわらず、これらをあらかじめ要管理先に対する債権として扱うことはしないものとする。これらの債権については、それらが貸出条件緩和債権に該当するか否かを事務ガイドライン(「第一分冊：預金取扱い金融機関関係」1-12-3リスク管理債権の開示)に沿って判断するものとする。</u></p>

現 行	改正後
(新規)	<p><u>(参考)</u></p> <p><u>信用リスク検査用マニュアル</u></p> <p><u>自己査定に関する検査について((別表)の1.の(11)の)</u> <u>「要管理債権」とは、要注意先に対する債権のうち「3か月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)」(金融機能再生緊急措置法施行規則第4条)をいう。</u></p> <p><u>自己査定に関する検査について((別表)の1.の(3)の (注))</u> <u>「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。</u> <u>以下同じ。</u></p> <p><u>償却・引当に関する検査について((別表)の1.の(1)の のイの(注))</u> <u>「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。</u></p>

現 行	改正後
<p>3 . 検証ポイントに関する運用例</p> <p style="text-align: center;">【 留意事項 】</p> <p>1 . 本運用例における事例の解説は、検証ポイントに焦点を絞って記述したものであり、また、一定の条件下における考え方を示したものである。</p> <p>したがって、検査に当たっては、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等個々の債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行う必要がある。</p> <p>2 . 本運用例における実態判断のための勘案事項については、原則として、<u>疎明資料</u>に基づき確認を行うものとする。</p>	<p>3 . 検証ポイントに関する運用例</p> <p style="text-align: center;">【 留意事項 】</p> <p>1 . 本運用例における事例の解説は、検証ポイントに焦点を絞って記述したものであり、また、一定の条件下における考え方を示したものである。</p> <p>したがって、検査に当たっては、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等個々の債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行う必要がある。</p> <p>2 . 本運用例における実態判断のための勘案事項については、原則として、<u>金融機関が債務者管理や自己査定のために用いる資料等、債務者の実態が把握できる資料</u>に基づき確認を行うものとする。</p>

マニュアル別冊〔中小企業融資編〕事例の追加・改正

現 行	改正後
<p>【事例 No.】 【 検 証 ポ イ ン ト 】</p> <p>事例 1 「企業の実態的な財務内容について」</p> <p>事例 2 「多額の代表者報酬により赤字となっていることについて」</p> <p>事例 3 「代表者の資力を法人・個人一体とみることについて」</p> <p>事例 4 「代表者の長男の支援について」</p> <p>事例 5 「技術力について」 (新規)</p> <p>事例 6 「販売力について」 (新規)</p> <p>事例 7 「代表者等個人の信用力や経営資質について」</p> <p>事例 8 「業種の特性について」</p> <p>事例 9 「収支計画の具体性及び実現可能性について」</p> <p>事例 10 「経営改善状況と今後の見通しについて」 (新規)</p> <p>事例 11 「支援の意思と再建の可能性について」</p> <p>事例 12 「貸出条件及びその履行状況について」</p>	<p>【事例 No.】 【 検 証 ポ イ ン ト 】</p> <p>事例 1 「企業の実態的な財務内容について」 …………… 3</p> <p>事例 2 「多額の代表者報酬により赤字となっていることについて」…</p> <p>事例 3 「代表者の資力を法人・個人一体とみることについて」……</p> <p>事例 4 「代表者の長男の支援について」 ……………</p> <p>事例 5 「技術力について」 ……………</p> <p>事例 6 「技術力に関する大手企業との取引状況や金融機関の評価態 勢について」…………… 5</p> <p>事例 7 「販売力について」 ……………</p> <p>事例 8 「商品実績や新規販売経路の開拓について」…………… 7</p> <p>事例 9 「代表者等個人の信用力や経営資質について」……………</p> <p>事例 10 「業種の特性について」……………</p> <p>事例 11 「収支計画の具体性及び実現可能性について」……………</p> <p>事例 12 「経営改善状況と今後の見通しについて」……………</p> <p>事例 13 「経営改善計画を下回っているものの十分なキャッシュフロ ーが確保されている場合、または、その見込みが確実な場 合等について」…………… 9</p> <p>事例 14 「外部要因による一時的な影響により経営改善計画を下回っ た場合について」…………… 11</p> <p>事例 15 「支援の意思と再建の可能性について」……………</p> <p>事例 16 「貸出条件及びその履行状況について」……………</p>

現 行	改正後
事例 13 「貸出条件の変更に至った要因の検討について」 (新規)	事例 17 「貸出条件の変更に至った要因の検討について」……………
事例 14 「書替え継続中の手形貸付に係る貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて」	事例 18 「書替え継続中の手形貸付に係る貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて(1)」…………… 13
事例 15 「法定耐用年数内での期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて」	事例 19 「書替え継続中の手形貸付に係る貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて(2)」……………
事例 16 「信用保証協会保証付貸出金に対し期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて」 (新規)	事例 20 「法定耐用年数内での期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて」……………
	事例 21 「信用保証協会保証付貸出金に対し期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて」…
	事例 22 「担保・保証等で保全されている場合の貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて」…………… 15
	事例 23 「債務者の状況が好転し信用リスクが軽減した場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)」…………… 17
	事例 24 「経営再建計画に沿った経営再建が見込まれる場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)」…………… 19
	事例 25 「経営再建計画に沿った経営再建が開始されている場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)」…… 21
	事例 26 「要注意(要管理)先債務者において、経営再建計画に沿って、既存の債務を資本的劣後ローンに転換した場合の取扱い」 23
	事例 27 「一時的かつ外部的な影響により赤字や債務超過となった企業の判断」…………… 26
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事例 1 については下線部の改訂</div>
	<p>また、事例番号については所要の見直しを行った。</p>

(事例1)

✓ **概況**

債務者は、当金庫メイン先(シェア100%、与信額:平成13年3月決算期30百万円)店周先の商店街で家電販売業を営む取引歴15年の先である。

✓ **業況**

5年前近隣地区に大型量販店が進出した影響を受け、売上は徐々に減少し前期では50百万円とピーク時の2/3の水準になっている。そのため、2期連続の赤字(前期1百万円)を計上し前期に債務超過(前期末1百万円)に陥っている。従業員は現在夫婦2人のみである。

代表者は、商店街の会長を長く務めた人物で人望もあり、事業継続の意欲は強い。しかし、連続赤字で債務超過にあることから返済財源は捻出できず、このため、代表者が定期的に債務者に貸し付ける(前期末残高20百万円)ことにより返済している。なお、貸出金は自宅兼店舗取得資金等であるが、条件変更は行っておらず、延滞も発生していない。

また、代表者は、個人として賃貸物件等の資産を多額に保有し、当該賃貸物件からの現金収入も多額にある。

最近、同業他社との連携やアフターサービスの充実に力を入れており、その効果から赤字は解消傾向にある。

✓ **自己査定**

当金庫は、代表者からの借入金を債務者の自己資本相当額とみなすと資産超過であり、延滞の発生もないことから、正常先であるとしている。

(検証ポイント)

企業の実態的な財務内容について

(解説)

1. 売上の減少により連続赤字を計上し、債務超過に陥っている債務者については、一般的には、当該債務者の財務内容からは返済財源が認められず、要注意先以下の債務者区分に相当するケースが多いと考えられる。

しかしながら、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、代表者からの借入金により資金調達が行われ、それを原資に金融機関へ返済が行われている場合があり、このような場合、債務者の実態的な財務内容及び返済財源を確認する必要がある。

2. 本事例の場合、債務者の経営実態を踏まえれば返済能力は認められないが、債務者区分の判断に当たり、当該代表者からの借入金については、これを自己資本相当と考

えることは可能である。その場合、債務者の財務内容は実質的に大幅な資産超過となる。一方、債務者区分の判断に当たっては、こうした債務者の実態的な財務内容のほか、貸出条件やその履行状況、債務者の今後の業績改善の見込や、今後の代表者個人の返済余力等を総合的に勘案し判断することが必要である。こうした検討の結果、最近の業況や今後の収益性を踏まえた今後の赤字見込額に比し実質的な資産超過額が十分にあり、かつ、代表者に今後の正常返済を履行するための十分な返済余力、資産余力があるならば、正常先に相当する可能性が高いと考えられる。

- 3 . なお、代表者が返済を要求することが明らかとなっている場合（決算書等における代表者からの借入金の推移により確認等）には、これを自己資本相当額とみなすことには問題があると考えられる。

(事例6)

✓ **概況**

債務者は、当金庫メイン先(シェア100%、与信額：平成15年3月期決算期250百万円)。債務者は、地元には本社を置く繊維会社である。

✓ **業況**

債務者は、従前より繊維(織物)会社として、地元では特殊な編物技術を有する中堅会社であるが、中国からの安価な繊維商品の大量輸入により、価格競争の激化から商品単価の引き下げを余儀なくされ、近年、経常赤字の状況が続き、債務超過状況となっている。

しかしながら、その技術力は繊維だけに留まらず、繊維以外の商品への応用についても、地元の大手製紙会社との間で、共同で研究開発を行うなど、技術力は高く評価されているところであり、順調に推移すれば2年後に製品の製造も可能と業界誌にも紹介されているところである。

当金庫では、継続的な企業訪問や経営相談を通じて、頻りに債務者と接触しており、当該債務者の技術力についての評価・分析に自信を持っている。また、日々の渉外活動等の充実により、地元の繊維業界及び製紙業界について、十分な情報・分析能力を有しており、当該マーケティング調査能力を発揮し、本件については、商品化が見込まれるとの判断のもと、継続的に債務者を支援する方針である。

✓ **自己査定**

債務者の技術力について十分把握しており、商品化後には収益改善も十分見込まれるとして、要注意先としている。

(検証ポイント)

技術力に関する大手企業との取引状況や金融機関の評価態勢について

(解説)

1. 中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、企業の技術等が十分な潜在能力・競争力を有し、今後の事業の継続性及び収益性の向上に大きく貢献する可能性が高いのであれば、それらを債務者区分の判断に当たっての要素として勘案することは有用である。
2. 本事例のように、業況不振により連続して赤字を計上し、債務超過に陥っている債務者については、今後、業況回復の可能性が低いと認められるのであれば、経営破綻に陥る可能性が高い状態にあると考えられ、破綻懸念先に相当する可能性が高いと考えられる。

しかしながら、本事例のように金融機関が企業訪問や経営相談を通じた債務者との間の密度の高いコミュニケーションによって、当該債務者の技術力を適切に評価・分析していることが業務日誌等から検証され、かつ、その高い技術力によって、今後の業績の改善が具体的に予想でき、さらに、他の種々の要素を勘案し、今後の事業の継続性や収益性の向上に懸念がないと考えられるのであれば、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。

3 . なお、技術力の検討に当たっては、特許権や実用新案権の存在がなくとも、具体的な製品化や大手企業との技術協力等の実態を確認できるのであれば、債務者の技術力の高さを表す事例の一つと考えることができ、将来の業績に対するプラス材料の一つとなり得ると考えられる。従って、こうした技術力については、単に技術力の評価に留まらず、例えば、どの程度の新規受注が見込まれるのか、また、それが今後の収益改善にどのように寄与するかなどといった点を具体的に検討することが必要である。

(事例8)

✓ **概況**

債務者は、当金庫メイン先(シェア100%、与信額:平成15年3月決算期250百万円)。地元では有名な漬物店を営む業歴100年を超える先である。

✓ **業況**

地域では有名な老舗の漬物店であり、長年培った信用力と商品の評判が良いことから、10年前に駅前の百貨店への出店、また、自宅兼店舗の改築(70百万円)を行うなど、事業の拡大を図った。しかしながら、3年前に保証した同業者の倒産により当金庫に対する保証債務の履行のために100百万円の借入を行ったことから、大幅な債務超過に陥った。また、好調であった百貨店販売についても、百貨店倒産により閉鎖を余儀なくされ、売上も減少し3期連続の赤字となっている。

当金庫では、週に一度の企業訪問を通じて、債務者の販売する商品が贈答品として好評で、百貨店での販売実績も高く、また全国各地からの問い合わせも多いことを把握していたことから、債務者の事業再生は可能であると判断し、支援を実施していく方針を固めた。このような中で、金庫の債務者に対する経営相談・経営指導等において今後の販売経路について検討し、百貨店での販売による知名度を活かし、インターネットを使った通信販売を開始したところ、徐々にではあるが売上も増加してきており、今期には黒字の計上も見込まれる状況となっている。

✓ **自己査定**

当金庫は、現状、大幅な債務超過で赤字となっているものの、技術力には定評があり、通信販売を利用した低コストでの拡販により業況改善が見込まれること、今後も引き続き支援方針であることから、要注意先としている。

(検証ポイント)

商品実績や新規販売経路の開拓について

(解説)

1. 中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、企業の技術等が十分な潜在能力・競争力を有し、今後の事業の継続性及び収益性の向上に大きく貢献する可能性が高いのであれば、それらを債務者区分の判断に当たっての要素として勘案することは有用である。
2. 本事例の場合、債務者は3期連続で赤字、大幅な債務超過に陥っている状況にあることから、今後、返済能力の改善が見込めないならば、破綻懸念先に相当する可能性が高いと考えられる。

しかしながら、本事例では当金庫が日頃の企業訪問や経営相談を通じて、当該債務者の実態をきめ細かく把握していることが伺われる。また、当該債務者の販売基盤を勘案すれば、経費コストのかからないインターネットの活用といった方法により、これまで培ってきた信用力と商品の評判の良さを活かした新規販売ルートの開拓が行われ、今後、全国からの受注増加により業況改善が見込まれるのであれば要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。

- 3 .本事例のように金融機関が日々の渉外活動等から得られる情報を分析・活用しつつ、顧客が抱える経営上の問題に対する解決策をアドバイスする、といういわゆる問題解決型のビジネスに取り組んでいる場合には、これを債務者区分の判断に当たって考慮することが有用である。

(事例13)

✓ **概況**

債務者は、当金庫メイン先(シェア98%、与信額:平成15年3月決算期230百万円)市内に1店舗を有する飲食店(仕出弁当を含む)である。

✓ **業況**

店舗が旧国道に面していることに加え、駐車場が手狭なこともあり、近年売上が減少し連続して赤字を計上し、債務超過状況に陥っている状況にある。

当金庫は、改装資金等に応需しているが、前々期に、業績の悪化から約定返済が困難となったとして、債務者から貸出金について返済条件の緩和(3年間の元本返済猶予)の申し出を受けた。これに対し、当金庫は今後の収支計画の策定及び提出を求め、代表者は不採算部門である飲食業からの撤退と仕出弁当への特化による黒字化を折り込んだ収支計画を策定、提出した。

しかしながら、前々期は、売上は当初計画の1/2、また、利益についても黒字化することができず、少額の赤字の状況にあった。

前期には、金融機関と債務者が売上の未達成原因を分析し、営業力の不足によるものであるとの判断により、懸命なPR活動と営業に力を入れた結果、売上・利益ともに、計画比で7割程度の達成状況となっている。

債務者は、今期に入っても積極的な営業展開を進めており、売上の増加も見込めるとし、来年度からは、更なる返済期間の延長が必要なものの、約定返済も再開したいとしている。

✓ **自己査定**

当金庫は、前々期に作成した事業計画の達成は困難なものの、今後の事業展開は明確であり、更なる返済期間の延長が必要なものの、約定返済も再開することから、要注意先(要管理先)としている。

(検証ポイント)

経営改善計画を下回っているものの十分なキャッシュフローが確保されている場合、または、その見込みが確実な場合等について

(解説)

1. 例えば、売上減少などにより大幅な債務超過が継続している債務者が、経営改善計画等を作成していても、その後の経営改善計画の進捗状況が計画どおり進んでいない場合には、経営破綻に陥る可能性が高いとして、破綻懸念先に相当する場合が多いと考えられる。

しかしながら、経営改善計画等の進捗状況の検証を実施するに当たっては、計画の

達成率のみをもって判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討する必要がある。

- 2 . 本事例の場合、金融機関が当該条件緩和を実施する際に、債務者の今後の収支見込み等を基に返済能力を検討した事業計画等に沿った形で業況が推移していない。しかしながら、前期より売上低迷原因の分析を実施し、即時に改善のための実行を図り、大幅な赤字体質からの脱却が図られている状況にある。今後も仕出弁当部門については、現状程度で推移すると見込まれ、十分なキャッシュフローが確保され借入金の約定返済に向けた動きが見込まれると判断できるのであれば、当初の事業計画等の達成が困難であったとしても直ちに破綻懸念先には該当せず、要注意先（要管理先）に相当する可能性が高いと考えられる。

- 3 . なお、中小・零細企業等の事業計画は、企業の規模・人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者区分の判断に当たっては、今後の業況見通しや借入金の返済能力の判断について、事業計画の達成状況のみではなく、例えば、本事例のように、事業計画どおり進んでいない原因を分析し、今後の債務者の収支見込等が現実的なものかを判断する必要がある。

(事例14)

✓ **概況**

債務者は、当組合メイン先(シェア100%、与信額:80百万円) スキー場の周辺でスキー客を主な顧客とするロッジを経営している。

✓ **業況**

近年、ロッジの老朽化等から宿泊客が減少したことにより、連続して赤字を計上し債務超過に陥っている状況にある。

当信組は、開業資金に応需しているが、3年前に業績悪化から約定返済が困難になったとして、債務者から貸出金について返済条件の緩和(元本返済猶予)の申出を受けた。

これに対し、当信組は今後の収支計画の策定及び提出を求め、代表者は宿泊客の減少を食い止めるために、ロッジの増改築や新たな顧客獲得のための宣伝活動等による黒字化を折り込んだ収支計画を策定、提出した。

策定した経営改善計画を実行した結果、1年目、2年目の実績は計画比9割程度達成したが、3年目の今期、暖冬に加えスキー場の人工降雪機の故障も重なったことから、スキー場はほとんど営業することができず、ロッジの経営もその影響を受けたため、売上高は計画比で3割程度しか達成できず、返済キャッシュフローについてはほとんどない状態である。なお、来期からスキー場では最新の人工降雪機を導入する予定である。

✓ **自己査定**

当信組は、今期は計画比3割程度の達成であったが、今後、スキー場も従来どおりの営業が見込まれることから、ロッジの経営も安定的に推移し、計画比8割以上を達成する可能性が高いことを踏まえ、要注意先(要管理先)としている。

なお、今期の低迷により当初の計画期間は2~3年程度延びることになる。

(検証ポイント)

外部要因による一時的な影響により経営改善計画を下回った場合について

(解説)

1. 例えば、売上減少などにより大幅な債務超過が継続している債務者が、経営改善計画等を作成していても、その後の経営改善計画の進捗状況が計画どおり進んでいない場合には、経営破綻に陥る可能性が高いとして、破綻懸念先に相当する場合が多いと考えられる。

しかしながら、経営改善計画等の進捗状況の検証を実施するに当たっては、計画の

達成率のみをもって判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討する必要がある。

2. 本事例の場合、暖冬に加え人工降雪機の故障なども重なったことから、スキー場はほとんど営業することができず、その影響からロッジの経営も計画比3割程度と大幅な未達となったが、1年目、2年目は計画比で9割程度の実績で推移していること、また、来期からスキー場では最新の人工降雪機を導入し、暖冬の際にも対応できる対策をとっていることから、来期以降は、計画比で8割以上の達成が見込まれる状況である。

よって、今期は計画比で大幅な未達となり、当初の経営改善計画自体は今期の低迷により、計画期間が2～3年程度延びることになったが、そのことをもって直ちに破綻懸念先とはならず、来期以降、計画に沿って業況が安定的に推移し改善が見込まれるならば要注意先（要管理先）に相当する可能性が高いと考えられる。

3. なお、中小・零細企業等の事業計画は、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者区分の判断に当たっては、今後の業況見通しや借入金の返済能力の判断について、事業計画の達成状況や計画期間の延長のみではなく、例えば、本事例のように、事業計画どおり進んでいない原因を分析し、今後の債務者の収支見込等が、現実的なものかを判断する必要がある。

(事例18)

✓ **概況**

債務者は、当金庫メイン先(シェア78%、与信額448百万円)大手住宅建設業者の下請工事を主に、個人一般木造住宅のほか、一般建設も手掛けている。

✓ **業況**

大手住宅建設業者からの受注工事が主なことから安定した受注量はあるものの、業界は全般的に不況であり、建設業者のコスト削減の影響を受け、3期前から赤字を計上している。

このような中で、新規の大口住宅の受注が減少したことから、5年前に新規の大規模住宅の受注を見込んだ在庫資金(銘木の資財仕入)名目の運転資金(手形貸付)については、現状、期日6カ月で書替えを繰り返しているところである。

なお、在庫の銘木について、仕入後5年を経過しているが、その価値が毀損している事実はなく、債務者は資金繰りの問題もあり、同業者への在庫処分を実施することにより、返済に充てたいとしている。

✓ **自己査定**

当金庫は、売上の減少に伴う返済能力の低下は明らかであり、今後、短期間での業況改善が見込めないことから要注意先としている。

なお、在庫資金(銘木の資財仕入)名目の運転資金については、当初約定から5年を経過しているが、在庫の処分により回収するもので、在庫処分による返済実績もあることから返済財源としては確実であり、貸出条件緩和債権には該当しないと判断している。

(検証ポイント)

書替え継続中の手形貸付に係る貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて(1)

(解説)

1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定されており、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。

事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権について、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利(以下「基準金利」という。)を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」とし、その判定に当たっては「担保・保証等による信用リスクの減少等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定する」としている。

これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているならば、貸出条件緩和債権に該当しないというものである。

2. 書替えが継続している手形貸付については、債務者の返済能力の低下（信用リスクの増大）から期日返済が困難となり、実際は条件変更を繰り返している長期資金と同じ状況（いわゆる「コロナシ状態」）となっている場合があるため、その原因について十分に検討する必要がある。

本事例の場合、在庫資金（銘木の資財仕入）について書替えが繰り返されている背景を見ると、銘木を使用した新規の大規模住宅の受注の減少により、発生したものであり、債務者の支援を目的に、当初の返済予定を大幅に延長したものと認められること、また、債務者自体の信用リスクについても、建設単価引き下げによる業況不振から増大していることが伺われる。

3. しかしながら、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかの検証に際しては、担保・保証等による信用リスクの減少等を含む総合的な採算を踏まえる必要がある。本事例の場合、在庫資金（銘木の資財仕入）名目の運転資金については、在庫の処分により全額回収するもので、在庫処分による返済実績を勘案すれば返済財源は确实（注）と見込まれ、信用リスクは極めて低い水準にあるものと考えられる。

したがって、当該貸出については、信用リスクコストを加味する必要性が極めて低いため、条件変更時の貸出金の金利水準が金融機関の調達コスト（資金調達コスト+経費コスト）を下回るような場合を除き、原則として、貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）に該当しないものと判断して差し支えないものと考えられる。

4. なお、書替えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられるが、貸出当初において正常運転資金であっても、例えば、在庫商品について価値の下落等が発生し、返済財源もない場合には手形書替え時をもって貸出条件緩和債権に該当することもあると考えられることから、その実態に応じた判断が必要であると考えられる。

（注）本事例では、在庫処分の実績を勘案し、返済財源は确实としているが、実際の自己査定検証においては、その确实性についても十分検証を行う必要がある。

(事例22)

✓ **概況**

債務者は、当金庫メイン先(シェア90%、与信額120百万円) 当地の代表的な老舗和菓子の製造販売業者で代表者は地元の有力者である。地元デパートでの販売の他、観光客を主な顧客とした多店舗展開(3店舗)を図っている。

✓ **業況**

景気低迷の中、観光客相手の土産物を中心に売上が減少していることに加え、取引先の倒産の影響もあり、3期前から赤字転落、今期は債務超過に陥っている。

当金庫は運転資金(手貸20百万円)のほか、店舗開業資金(証貸100百万円)に必需しているが、業績の悪化から約定返済が困難になったとして、代表者は不採算店舗の閉鎖や取引先の選別などによる黒字化を折り込んだ収支計画を策定し、当金庫に対して店舗開業資金の返済額を大幅に軽減(約60%減)し、かつ最終期日に元本しわ寄せ(当初借入の約50%)とする条件変更を要請し、当金庫も代表者の信用力等を勘案しこれに応じた。

なお、代表者は、事業以外の負債は有しておらず、担保に提供していない土地等の遊休不動産(処分可能見込み額ベース)を50百万円程度有している。(当該遊休不動産に抵当権は付されていない。)

✓ **自己査定**

当金庫は、売上の減少に伴う返済能力の低下は明らかであり、今後、短期間で条件変更前の状況に回復する見込みもないと判断されるものの、黒字化を折り込んだ収支計画等を勘案し、債務者区分は要注意先とした。

しかしながら、店舗開業資金の条件変更については、担保不動産(処分可能見込み額ベース)で6割保全されており、残りの4割についても、金庫は代表者は会社が有事の際には私財を提供する意思が確認できていることから、個人資産等も勘案すれば信用リスクは極めて低く算定されることから、貸出条件緩和債権に該当しないと判断している。

(検証ポイント)

担保・保証等で保全されている場合の貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)の取扱いについて

(解説)

1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。

事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権について、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸

出実行金利（以下「基準金利」という。）を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。」とし、その判定に当たっては「担保・保証等による信用リスクの減少等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定する」としている。

2．本別冊において述べられている通り、中小・零細企業については、不動産担保などに加え、代表者は会社が有事の際には私財を提供する意思が確認できている場合には個人資産等も勘案することができると考えられることから、当該貸出金は最終的な回収には懸念はなく、信用リスクは極めて低い水準にあるものと考えられる。

3．したがって、本事例のように不動産担保等により保全されていることから信用リスクが極めて低い水準になるものと考えられる貸出金については、条件変更時の貸出金の金利水準が金融機関の調達コスト（資金調達コスト＋経費コスト）を下回るような場合を除き、原則として、当該貸出金については、貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）に該当しないものと判断して差し支えないものと考えられる。

(事例23)

✓ **概況**

債務者は、当金庫メイン先(シェア98%、与信額:平成15年3月決算期230百万円)で、地元には本社を置く老舗の靴小売店である。

✓ **業況**

債務者は、景気の低迷から徐々に売上が減少するとともに、量販店の進出の影響もあって、大幅な経常赤字状況を余儀なくされていた。また、3年前には、後継者である長男が長年の不良在庫を一掃し、海外の人気ブランドを中心とする売り場を中心とした営業への切り替えのため、当時の返済金額を軽減し最終返済期限を当初約定より7年程度延長する条件変更を金庫に要請してきた。

当金庫では、債務者とのこれまでの取引関係や今後の営業についても、後継者である長男が中心となっている点などを勘案し、これに応じたところである。

当年度の債務者の状況は、当地では手に入りにくい海外人気ブランドの好調やリストラ等により、赤字体質からの脱却できる状況となったところである。しかしながら、債務超過の解消には、今後5年程度を有する状況にある。

なお、担保により債務の半分程度は、保全されている状況にある。

✓ **自己査定**

当金庫では、赤字体質は脱却したものの、現時点では条件変更前の状況に回復していないこと、大幅な債務超過の解消には長期間有することから、債務者区分は要注意先とした。

しかしながら、当金庫では信用格付けに基づくリスク管理体制を整備し、債務者の状況は3年前の格付けから上位に遷移しており(要注意先の中で)担保保全状況等を加味した実質的な利回りが上位遷移後の債務者に対する基準金利に比して高位にあることから、本年度からは貸出条件緩和債権には該当しないと判断している。

(検証ポイント)

債務者の状況が好転し信用リスクが軽減した場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)

(解説)

1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。

事務ガイドラインでは、元本返済猶予債権について、「約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利(以下「基準金利」という。)を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出

金。」とし、その判定に当たっては「担保・保証等による信用リスクの減少等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定する」としている。

これは、返済期限の延長が行われた場合であっても、条件緩和後の債務者に対する基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているならば元本返済猶予債権に該当しないというものである。

2. 貸出条件緩和債権からの上位遷移については、貸出条件を緩和した後に債務者の状況が好転し信用リスクが軽減すれば、その時点における基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかにより貸出条件緩和債権に該当しないか否かを判断することが必要である。

したがって、本事例のように債務者の状況が好転し、キャッシュフローが回復している場合には、好転した債務者の状況に応じた基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているのであれば、原則として、貸出条件緩和債権には該当しない。

3. なお、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているかの検証に当たっては、信用保証協会の保証に代表される保証状況や担保の状況、代表者の資産提供意思などを総合的に勘案し判断することが必要である。

本事例においては、担保保全状況が総借入の半分程度であることから、総合的な利回りについては、信用リスクが半減されていることを踏まえて算出している。

(事例24)

✓ **概況**

債務者は、当行メイン先(シェア65%、与信額:平成15年3月決算期500百万円)ホテル業を営んでいる。

✓ **業況**

債務者は、地元では数少ない多彩な装置を有する結婚式場を併営するホテルとして、営業を行ってきたが、価格設定が高いこともあって、長引く景気の低迷や近郊への競合店の進出等により、売り上げ、利益とも伸び悩み、経営状況は大幅に悪化し、有利子負債も重く、財務状況が実質債務超過(350百万円)である。

債務者は、中小企業再生支援協議会の支援のもと、ホテル業界に精通した中小企業診断士や公認会計士などの外部専門家も活用の上、計画実施に必要な全ての関係者の同意を得て、価格設定の全面見直し、外部委託費や人件費等の経費削減等による事業面、及び、地域の再生ファンドを活用した債務(260百万円)の株式化による債務圧縮や新たな資本の注入(50百万円)既存借入金のリスケジュール(元金返済期間を2倍に延長)など財務面での改善による再建計画を策定し、これらの計画の実施により、3年程度で正常先となる見込みである。

✓ **自己査定**

当行としては、元金返済期間を延長しているものの、中小企業再生支援協議会の支援のもと作成された、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されている(事務ガイドライン1-12-3(2)、)と判断しており、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せず、債務者区分については、その他要注意先としている。

(検証ポイント)

経営再建計画に沿った経営再建が見込まれる場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)

(解説)

1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口(4)において規定され、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。

また、事務ガイドラインでは、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。

特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に

は該当しないものとされている。

2．本事例については、

中小企業再生支援協議会の支援のもと、売上高、費用及び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること

当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること

地域の再生ファンドを活用した債務(260百万円)の株式化による債務圧縮や新たな資本の注入(50百万円)により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。等、事務ガイドライン1-12-3(2)、の要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

3．今後、当該債務者が経営改善計画に沿った、概ね順調な経営が行えない場合には、当該債務者の信用リスクは上昇し、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されない状況になれば、再び貸出条件緩和債権となることも考えられるので、経営改善計画の進捗状況についても、引き続き、検証する必要がある。

なお、中小企業再生支援協議会の策定支援した計画の実施状況については、一定期間経過後に専門家によるモニタリングを行うことになっており、計画の実施をより確実なものにするため、その後のモニタリング状況の調査結果の検証も重要である。

(事例25)

✓ **概況**

債務者は、当行メイン先(シェア60%、与信額:平成15年3月決算期400百万円)地元で食品製造業を営んでおり、飲食店も経営している。

✓ **業況**

債務者は、主力商品の消費者離れ等により、年々売り上げが落ち込み、経営状況は大幅に悪化し、有利子負債も重く、財務状況が実質債務超過(200百万円)である。

債務者は、金融機関との企業再生についての協議を実施した結果、製造技術に詳しい技術士や中小企業診断士などの外部専門家を活用の上、計画実施に必要な全ての関係者の同意を得て、品種絞り込み及び製造工程の見直しによるコスト削減、経営者からの私財の提供、遊休不動産の処分等による長期借入金の圧縮、リスケジュール(元金返済期間を2倍に延長)による再生計画を策定し、これらの計画の実施により、5年程度で正常先となる見込みであった。

現状、計画開始から1年が経過しようとしているが、計画実施後、債務者から毎月資金繰り表等の財務状況の報告がなされ、また、半期ごとに外部専門家によるモニタリングを行った結果、概ね計画どおりの進捗が確認され、経費削減効果等により今後3年程度で正常先となることが見込まれる。

✓ **自己査定**

当行としては、元金返済期間を延長しているものの、現在までの経営再建計画に基づく計画の進捗状況を勘案すれば、実現性の高い抜本的な経営再建が開始されている(事務ガイドライン1-12-3(2)、)と判断しており、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当せず、債務者区分については、その他要注意先としている。

経営再建計画に沿った経営再建が開始されている場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて(いわゆる卒業基準)

(解説)

1. 貸出条件緩和債権については、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)において規定され、その具体的な事例は、事務ガイドラインにおいて規定されている。

また、事務ガイドラインでは、過去に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した貸出金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的

に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、貸出条件緩和債権には該当しないこととされている。

特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされており、既存の計画に基づく経営再建についても、実現性の高い抜本的な経営再建計画としての要件を満たせば同様の取扱いができるものとされている。

2. 本事例については、

金融機関との協議の下、再建計画を策定し、その実施を行っており、現在までの進捗状況を勘案すれば、その計画については、売上高、費用及び利益等の予想等の想定が十分厳しいものとなっていると考えられること

当該経営再建計画の実施により概ね3年後には、当該債務者の債務者区分が正常先となることが見込まれること

長期借入金の圧縮等により、債務者のバランスシートは明らかに改善し、かつ、現在までの再建計画に基づく、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること。

等、事務ガイドライン1-12-3(2)、(注4)の要件を満たしていると考えられることから、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

3. なお、今後、当該債務者が経営改善計画に沿った、概ね順調な経営が行えない場合には、当該債務者の信用リスクは上昇し、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されない状況になれば、再び貸出条件緩和債権となることも考えられるので、経営改善計画の進捗状況についても、引き続き、検証する必要がある。

✓ **概況**

債務者は、当金庫メイン先(シェア90%、与信額:平成15年3月決算期500百万円)主に食料品を扱うスーパーを現在4店舗を営んでいる。

✓ **業況**

店舗別の業況をみると、2店舗については概ね黒字を達成しているものの、残りの2店舗については、近隣に大手小売店が新店舗を開店した影響を受けて売上が落ち込み、また、店舗取得時の借入負担が重いこともあって、前期末まで3期連続して大幅な赤字、小幅な資産超過の状況となっていた。

このような中で、当金庫は、債務者の経営支援を図る目的から、元本返済猶予(300百万円)を行ってきており、当該債権については、貸出条件緩和債権としてきた。

今般、当金庫は、同社の経営再建を図るため、同社と協力して、不採算店舗の閉鎖及び店舗建物の処分、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本的な見直し、役員やその親族に対する報酬・給与の制限等を中心とした実現性の高い経営再建計画を策定した。また、この計画にあたっては、同社に対する債権の一部(不採算店舗の閉鎖による特別損失計上により今期末債務超過部分の75百万円)を一定の条件((注)参照)を付した債権(以下「資本的劣後ローン」という)に転換することを約した。

(注) **一定の条件について**

資本的劣後ローンについての契約が、金融機関と債務者との間で双方合意の上、締結されていること

資本的劣後ローンの返済(デフォルトによらない)については、資本的劣後ローンへの転換時に存在する他の全ての債権及び計画中に新たに発生することが予定されている債権が完済された後に償還が開始すること

債務者にデフォルトが生じた場合、金融機関の資本的劣後ローンの請求権の効力は、他の全ての債権が弁済された後に生ずること

債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること

資本的劣後ローンが、その他の約定違反により、期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること

✓ **自己査定**

当金庫は、債務者の信用リスクの分析にあたって、転換後の資本的劣後ローンを資本とみなし、経営再建計画を勘案し、債務者区分については要注意先とした。また、本経営再建計画を実施すれば、概ね3年程度で、正常先となるなど、事務ガイドライン1-12-3(2) ()後段にいう「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の要件を満たしていると判断したことから、資本的劣後ローン及び残債について貸出条件緩和債権に該当しないものとした。

なお、当金庫は資本的劣後ローンの引当てについては、市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出した結果、当該実質価額がゼロとなったこと等を踏まえ、100%の引当を実施している。

(検証ポイント)

要注意 (要管理) 先債務者において、経営再建計画に沿って、既存の債務を資本的劣後ローンに転換した場合の取扱い

(解説)

1 . 金融庁監督局長の諮問する研究会である「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」は、平成 15 年 7 月 16 日に、報告書及び「中小企業の事業及び財務再構築のモデル取引に関する基本的考え方」(以下「基本的考え方」という)を策定・公表している。

本事案は、債務者の再建計画において、この「基本的考え方」における債務型のモデル取引を取り入れたものである。

2 . 本事例において、当該資本的劣後ローンについては、検証ポイント (7 . 資本的劣後ローンの取扱い) の要件を全て満たしているのであれば、債務者区分や貸出条件緩和債権の判断において、当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本としてみなすことができると考えられる。

債務者区分については、その財務内容は、資本的劣後ローンを資本としてみなせば、問題がある状況にはないものの、業況については、事業再生が緒についたばかりであり、良好とはいえないことから、要注意先に相当する可能性が高いと考えられる。

3 . また、貸出条件緩和債権の判断に当たっても、資本的劣後ローンを資本とみなして検討を行うと、本事例については、元本返済猶予を行っているものの

債権の一部を資本的劣後ローンへ転換 (以下「DDS (デット・デット・スワップ)」という)するとともに、全面的なコスト削減措置の実施、営業体制の抜本の見直し、役員等に対する報酬等の制限等を含む経営再建計画を作成しており、その内容は売上高、費用及び利益の予想等の想定が十分厳しいものとなっていること

当該経営再建計画の実施により概ね 3 年後には、資本的劣後ローンを資本として扱うことを前提とした当該債務者の債務者区分が正常先となることを見込まれること

DDS を実施したこと及び今後の事業見通しを勘案すれば、債務者の信用リスクが低下していることを見込まれることを踏まえ、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていることを見込まれる場合であること。等、事務ガイドライン 1 - 12 - 3 (2) () の要件を満たしている場合、資本的劣後ローン及び残債は、貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

4 . また、上記 3 . の判断において、資本的劣後ローンの業績連動型の金利設定としている場合について、現在の金利のみならず、将来、業績が向上した際の金利を含めた当該債務者に対する取引の総合的な利回りを勘案して差し支えない。なお、その場合における将来受けうる金利については、合理的かつ実現性の高い経営再建計画により、算出するものとする。

5. なお、事務ガイドライン1-12-3(2) ()の要件を満たしていない場合であっても、資本的劣後ローン、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権がそれぞれ貸出条件緩和債権に該当するか否かを事務ガイドライン(「第一分冊：預金取扱い金融機関関係」1-12-3(2) ()リスク管理債権の開示)に沿って判断するものとする。その結果、資本的劣後ローンが貸出条件緩和債権(要管理債権)に該当する場合であっても、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権が貸出条件緩和債権に該当しないときには、信用リスク検査用マニュアル(「自己査定に関する検査について」(別表)の1.の(3)の (注)「償却・引当に関する検査について」(別表)の1.の(1)の (注)) (以下信用リスク検査用マニュアルという)にかかわらず、当該債権の残債及び当該債務者に対するその他の債権を「要管理先に対する債権」として、扱うことはしないものとする。

(参考：引当金、開示債権の状況)

前期末 引当金：75百万円 (500百万円×15%)

開示債権：リスク管理債権として、条件緩和を実施していた300百万円を開示。

当期末 引当金：88百万円

(75百万円(劣後ローン)×100%)+(425百万円(残債)×3%)

開示債権：リスク管理債権に該当せず。

(事例27)

✓ **概況**

債務者は、当金庫メイン先(シェア90%、与信額:平成15年3月決算期100百万円)。漁業・水産加工業が盛んな地域において、水産加工品を製造する水産加工業者である。

✓ **業況**

水産加工業者の業況は、製品の良さ(原材料の良さ)もあって、近年の景気低迷の影響もさほど受けず、順調である。平成12年に、地域の村おこしの一環として、地域の漁業者、水産業者が共同出資で、「浜辺の市」という地域の水産品を販売する施設を建設することとなった。

債務者は、地域での世話役という立場もあり、当金庫からの借入金20百万円と自己資金10百万円を原資に、最大出資者として30百万円を出資している。

しかしながら、平成14年9月に台風が上陸し、出資した「浜辺の市」が壊滅的な打撃を受け、損害保険等の不備もあり、その再建を断念せざる得ない状況となった。その結果、債務者は当該出資について、減損処理し、当年度の決算状況は、赤字計上(24百万円)を余儀なくされ、債務超過(20百万円)の状況となった。債務者自身は台風による影響もほとんど受けておらず、又、債務者の売上を占める「浜辺の市」への割合は数%に過ぎず、本業は順調に推移している状況にある。

当金庫では、水産加工施設の設備資金(80百万円、20年返済)及び「浜辺の市」への出資金(20百万円、10年返済)について応需している。なお、これらの借入金については、現状正常に返済が行われている。

代表者は、当年度の赤字計上は一時的かつ外部的な要因によって、発生したものであるが、本業は順調であり、今後も現状の返済を行っていきたいとしている。

✓ **自己査定**

当金庫は、債務者は赤字、債務超過の状況であるものの、その原因は一時的かつ外部的な出資金の減損処理によるものであり、現在の債務者の業況は、変わりなく順調であることから、その回復は十分見込めるとしており、債務者区分については、正常先としている。

(検証ポイント)

一時的かつ外部的な影響により赤字や債務超過となった企業の判断

(解説)

1. 中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業の財務状況のみを機

械的・画一的に判断するのではなく、キャッシュフローの状況を重要視するとともに、財務状況についても、債務超過原因や赤字原因などを総合的に勘案して、その上で債務者区分を検討する必要がある。

2 . 本事例の場合、債務者は、本業は順調であるものの出資金の減損という一時的かつ外部的な理由により、大幅な赤字、債務超過状況に陥っているものの、本業である水産加工業は順調であり、また、キャッシュフローの状況も悪化しておらず、今後も当初約定通りの返済が可能であるならば正常先に相当する可能性が高いと考えられる。

3 . なお、中小・零細企業については、大企業に比して自己資本が脆弱であることや一時的な収益悪化により赤字に陥りやすいことを勘案すれば、一時的な要因（株式売却損、遊休不動産売却損等）で財務状況が悪化した場合においても、本業の業況やそのキャッシュフローなどをきめ細かく検証する必要があると考えられる。

また、財務状況の悪化要因が一時的なものであっても、その結果として、本業の業況に直接悪影響が発生したり、キャッシュフローに大幅な悪影響が発生すると見込まれる場合も考えられることから、債務者の状況についてきめ細かく検証する必要があると考えられる。